

高槻市SDGs推進指針

令和4年10月1日

1. 指針策定の背景

(1) SDGsとは

2015年9月の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに達成すべき17のゴールと各ゴールの下により具体的で詳細な169のターゲットで構成される、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が示されました。SDGsは全世界共通の目標となっており、環境の保護や貧困の撲滅など、誰一人取り残されない、包摂的な世界の実現を目指しています。

(2) 国のSDGsの取組

2015年にSDGsが採択された後、その実施に向け政府はまず国内の基盤整備に取り組みました。2016年5月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えられました。さらに、この本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定されました。

2. 指針策定の趣旨・目的

本市がこれまで住民福祉の向上のために推進してきた行政施策はSDGsの理念と多くの点で合致しており、未来志向の取組を継続することがSDGsの達成に寄与することにつながります。

SDGs採択から7年が経ち、市民への認知度も大きく高まってきていますが、SDGsに対する市民の理解を更に深めていただくとともに、本市が実施している施策がSDGsの目標達成に資するものであることを市民に理解いただくことが大切です。

そのため、職員一人一人がSDGsの理念や意義、考え方などを十分理解した上で、事業の実施時等、様々な機会を通じて、SDGsの理解促進及び普及啓発に取り組むことを目的に、基本指針を策定します。

3. 地方自治体の果たす役割

SDGsは、先進国も途上国も含む幅広い社会課題のほとんどを網羅した目標であり、個々の地域の社会課題との高い整合性があります。また、「誰一人取り残さ

れない包括的な社会をつくる」という理念は、全ての住民のQ O L（Quality of Life：生活の質）の向上に通じるものです。

地方自治法では、地方自治体の基本的役割として、第1条の2第1項において「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされていることから、各自治体は責任をもって住民のQ O L向上を図る取組を進めていかなければなりません。

また、S D G sで示される多様な目標の追及は、自治体における諸課題の解決に貢献し、自治体の持続可能な発展に資するものと考えられます。

4. 推進に向けた取組

S D G sの着実な導入及び推進に向けて、以下の基本指針を定め、取組を進めることとします。

【基本指針1】 市政におけるS D G sの推進

第6次総合計画において、各種施策の推進に当たっては、S D G sの目標を踏まえ、推進していくことが求められているとしています。第6次総合計画に基づく各分野の個別計画の策定・改定等に当たり、S D G sの要素を反映することとし、S D G sの達成にも寄与しながら、各種施策を推進する仕組みとします。

【基本指針2】 S D G sの理解促進及び普及啓発

市民や団体、事業者等によるS D G sの達成に向けた主体的な取組の推進を図るため、S D G sとの関連性が高い事業やイベント等の実施に当たり、市民向けの広告物等に関連するゴールアイコンを付して関連性を示すなど、様々な機会を通してS D G sの理解促進と機運醸成に向けて取り組みます。

【基本指針3】 S D G sを介した様々な連携の創出

各種施策の推進に当たっては、S D G sという目標を共有し、達成に向けて取り組む市民、企業、団体など、地域の多様なステークホルダーとの連携に努めます。

5. 指針の期間

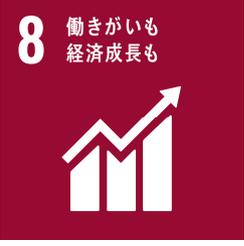
S D G sが2030年を目指した目標であることから、取組期間を2030年までとします。

《参考》

SDGs 17の目標と自治体行政の果たし得る役割

※「自治体行政の果たし得る役割」は、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) が示したものの。

アイコン	目標	自治体行政の果たし得る役割
	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>

アイコン	目標	自治体行政の果たし得る役割
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

アイコン	目標	自治体行政の果たし得る役割
	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じるのが重要です。</p>

アイコン	目標	自治体行政の果たし得る役割
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>